

平成19年度 第2回米子市情報公開・個人情報保護審査会議事録

平成19年9月28日(金曜日)

~~~~~

議 事 日 程

平成19年9月28日午前3時00分開会

出席者

(1) 審査会委員

牧田会長、金川委員、樋口委員、網崎委員、杉山委員

(2) 米子市

【事務局】比企総務部次長兼総務管財課長、永見主査、伊藤主任、吉岡主事

【保険年金課】三森医療給付係長、楠主事

議事

永見委員 そうしますと、予定しました時間になりましたので、これから平成19年度第2回米子市情報公開・個人情報保護審査会を開会したいと思います。開会にあたりまして、総務部次長の比企からごあいさつを申し上げます。

比企次長 失礼します。総務管財課長の比企でございます。あいにくの雨模様となりましたけれども、本日はお忙しい中を第2回米子市情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。第1回の審査会では、4月26日で行っていただきましたけれども、この時は、委嘱状の交付、それから会長職の選任をしていただきました。また、事務局から平成18年度の情報公開制度や個人情報保護制度の運用状況をご説明いたしております。今年度の情報公開制度の運用状況につきましては、制度の周知がなされたせいもあるかと思いますが、開示請求の件数は増加傾向でございます。また、事務局の組織体制についてでございますが、これまで総務課の法制係において2人体制でありましたが、今年4月の機構改正によりまして総務管財課の中に情報公開係を新設し3人体制として組織の充実を図ったところでございます。さて、本日の審査会は、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項にございます、個人情報保護制度に関する事項について、必要があると認める時は、審査会は実施機関に意見を述べることができるという規定に基づき開催いただいたところでございまして、お手元にお配りしております「次第」にありますように、本日の議事は2件でございます。1点目は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されますが、この制度で必要となります個人情報等の外部提供等の取扱いについてでございます。また、もう1点は、事務局からの提案ですが、米子市個人情報保護条例の改正についてでございます。米子市個人情報保護条例は平成12年4月に国に先駆けて制定したものでございますが、国は3年後の平成15年に行政機関の保有する個人情報保護に関する法律を制定し、地方公共団体

に対し、この法律の内容を踏まえた条例の制定や、所要の見直しを検討するよう要請しております。そのため、本市におきましても、国の法令等の整合を図るため、米子市個人情報保護条例に関し、所要の見直しをしようとするものでありまして、まだ素案の段階ではございますが、ご審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。以上、簡単ですが、開会のごあいさつといたします。

(事務職側の職員紹介)

牧田会長 みなさん、どうもごくろうさまです。今日、先ほどの説明にもありましたけども、議事は2件ですけれども、今日、非公開がこの審査会は原則ですが、今回は公開ということで対応したいということで伺っています。参加される方、希望者の方はおられますか。

永見主査 本日の11時30分まで傍聴人の受付をしたのですが、申し込みはございませんでした。

牧田会長 そうですか。ということのようですので、傍聴者なしで今日の審査会、議事を始めたいと思います。それでは早速議事に入りたいと思いますけれども、この順番でやりたいと思います。まず、事務局のほうから事前に我々に関連するものを送っていただいております。すでに目を通していただいていると思いますけれども、改めて事務局のほうから説明を受けて、その後質疑という形で進めたいと思います。それでは、説明をよろしく願います。

伊藤主任 座ったままで説明させていただきます。最初に私のほうで、ざっとした今回検討していただきます内容、すでに文書でお送りした内容なのですが、その説明をさせていただいて、後は制度の細かいことについては保険年金課のほうから説明させていただきたいと思います。まず、鳥取県後期高齢者医療広域連合に対する個人情報の外部提供等についてということですが、資料の1のほうに大体の概要をまとめさせていただいております。平成20年4月から75歳以上、65歳以上の寝たきりの方を含んで、この後期高齢者を対象とした独立した医療制度が実施されることになっております。この制度につきましては、すでにひょっとしたら新聞報道ですとか、米子市の広報などでご覧になられた方もおられるかと思えます。実際には、資料1の1ページ目、2の広域連合というところで、市町村と広域連合がどのような事務分担をしているかですが、市町村では主に申請の受付等の窓口業務、保険料の徴収業務、広域連合への情報提供などを行う一方、鳥取県後期高齢者医療広域連合においては被保険者の資格認定、あるいは保険料の賦課業務、現物給付や償還払い審査支払業務などを行っています。このような業務を行いますうえで、米子市のほうの、次のページにありますような住民基本台帳情報をはじめとする個人情報を、広域連合と略して言わせていただきますが、広域連合のほうに提供をしないと事務が進まない。次の資料の4ページ目の4のところがありますが、逆に広域連合の方が市町村、この場合は米子市に対して、賦課が行われた結果、その保険料の額ですとか、後は保健資格の有無ですとか、そういったような個人情報をもらわないと、これもまた業務ができない。実際には、平成20年4月から、もうすでに

その医療制度が実施されることになっておりますので、米子市といたしましては、これを米子市だけはやらないということは当然いかないわけですので、個人情報の取扱いに問題がなければ、このような事務の流れで事業を実施していきたいという思いはございます。しかし、事前に開催通知のほうで記載させていただきましたとおり、この制度の施行自体が平成20年4月1日からとなっております。今、この現段階から4月1日までは、法律の施行以前、法律の規定では準備行為として個人情報のやり取りをしてもかまわないというふうにはなっておりますが、若干その部分が「できる」規定でありますので、私どもの方としては問題がないのかどうかという部分で、審査会の皆様のご意見をお聞きしたいと思ったのが1点目でございます。2点目は、このような情報のやり取りをオンライン結合での個人情報の提供として行うことにしております、ご存知だとは思いますが、条例では原則オンライン結合は禁止ということになっております。ただし、相当のセキュリティーが確立されていて公益上の必要があるということであれば認めるということになっております。これは、個人情報保護条例の第8条第3項のとおりなわけですけれども、この点につきまして、セキュリティーについて確保されているということをごちらの事務局のほうでは考えているわけなわけですけれども、やはり委員の皆様にご意見を伺いたいと思ったところでございます。それでは、細かい制度の内容、ポイントにつきましては三森係長の方から。

三森係長 はい。失礼いたします。今、伊藤主任の方から概略説明をいただきましたけれども、65歳から74歳の方というのは前期高齢者という形になってきます。そして、75歳以上の方を対象に後期高齢者という形になりまして、新しい制度が20年4月から広域連合という形で始まります。それで、根拠法令といたしましては、以前は老人保健法というのが対象となっていたのですが、それが名前が変わりまして、根拠法令といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律ということに基づいてやっております。そして、2ページ目の賦課管理や資格管理、管理業務の中に、1番から6番までありますけれども、この5番・6番につきましては、セットアップ時のみ生活保護受給者情報をいただいたり、老人保健情報をいただきます。後、1番から4番につきましては、市町村と連合との情報のやり取りになります。そのオンラインというのは、前に説明がありましたけれども、米子市だけではなく鳥取県全市町村、今19ありますけれども、その中で広域連合ということになって、広域連合がやる仕事と市町村がやる仕事というのがありまして、広域連合が資格の認定をしたり賦課をして保険料の算定をしたりする。だから、現物給付とか償還払いという形で、もらいすぎていたら医療費のお返しをする、そのような支払いをしたり、あるいは、これが適正かどうか審査をする、医療費に間違いはないかというのをやったりします。それで、市町村については、窓口業務で申請を受けたり、基本的には申請の受付業務というのが主な項目ですけれども、後は徴収。基本的には運営自体は広域連合がやりますが、保険料も連合が算定して、保険料については年金からの特別徴収というのが基本になっております。しかし、特別徴収でない方については普通徴収というのがありますので、保険料の徴収業務というのが市のほうに出てき

ますし、転入とか転出とかという情報がありましたら市町村がそういう情報を広域連合にあげて、それで賦課を直したりとか、そういう形でやり取りをする。一番問題なのはセキュリティーがどうかということなのですが、米子市の住基ネットと同等のセキュリティーということで守っていますので、お願いしたいと思います。それから、先ほど説明がありましたけれども、施行前の情報提供なのですから、準備行為、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為がすることができるということで、情報提供をこのように解釈して実施したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

伊藤主任 そうしますと、説明のほうは以上です。

牧田会長 はい。今説明を簡単にいただきましたけれども、事前にペーパーで事務局の方から意見だとか疑問、あるいは質問等があれば書いてくれということで来ておりました。すでに何人かの委員の方が提出されておりますけれども、これらの意見等々を基にして今の説明に対して意見をいろいろ出していただきたいと思います。それから、杉山委員さんは、今日時間が(あまりないということですが)、もちろん出席されておられる間にこの審査会をできる限り全部完了したいと思っておりますけれども、ペーパーを出していないですけれども、どんどんご意見を出していただければと思います。それではどなたからでも結構ですので、今の説明に対して質問等、あるいは意見がありましたら。金川委員さん。

金川委員 4月、もう間もなくですね。確かにセキュリティーの確保が完全だということが前提ではありますが、やはり、健康保険法の改正の中にも書いてありますけれども、準備段階で提供はオーケーということが書いてありますし、4月1日から実施することになれば、どうしても準備というのはそれまでにスムーズに実施するためには、やはり、前もっての準備が必要だと思いますので、私はこの資料提供はやむを得ない、事前の資料提供はやむを得ないと思っています。それで、その後、とにかくセキュリティーというのが一番心配ですが、これは当然のことでお考えいただけるというのが前提で、そういう意見を持っています。

牧田会長 今のことについて、委員の方々が一番心配といたしますが、事務局の方でもこれは非常に問題だということで、説明がありましたけれども、かつて住基ネットについて、この審査会でも、制度の導入、米子市でどう対応するかということについて議論をしたことがあります。その時も、委員には基本的にセキュリティーの面で本当にそれがうまく機能するかどうか、(セキュリティーを)確保できるかどうかということについて、どうも疑念といたしますが、安全の面で十分納得できかねるということで、強い危惧という反対意見、そういうものもありました。しかし、実際には制度としてスタートをしたわけです。そういうような経緯もありますし、おそらく住基ネットについての市民の方々の個人の情報の関係でいろいろな意見なり対応なり、あるいは市に対する要望なりも実際にあったのではないかと思いますけれども、そうしたことも踏まえて米子市の今日までのセキュリティーの面、特に問題になるようなことはなかったでしょうか。参考のた

めにですけれども。

永見主査 私どもが伺っている範囲内では問題があるというふうなことは聞いておりませんけれども。

伊藤主任 以前に、広域連合のほうからセキュリティーに関するセキュリティーポリシーを作りたいので、その案を作りましたから内容について米子市さんの意見を聞かせてくださいということで、事前に案を送ってきまして、それに対していろいろ、うちですとか、あとセキュリティーの関係で情報政策課ですとか、もちろん保険年金課をはじめとしまして、このような点を少し確認したいですということていくつか疑問点として送っております。それに対する回答もいただいているところです。具体的な内容としては、最初にもらったセキュリティーポリシーの内容が、セキュリティーの対策基準、あまり具体的ではないのではないのか。あとパスワードを管理するにも記述がなかったりしたこともありますし、そういったようなものについてはっきり明文化して欲しいというような意見をこちらからは伝えました。それについては、回答では、そういったことを盛り込む予定ですというふうなことです。あと技術面や法律面、もちろん広域連合のほうにも個人情報保護条例というものがありますので、その中身とかをこちらのほうで確認させていただいて、あと若干不備かと思われるような部分は、これからまだ4月までありますので、これからまた整備していく方向で検討するというのを聞いております。広域連合が、その情報セキュリティーに責任を負うのはどこからどこまでか、要するに、米子市から情報を送って、そのどこまでが米子市の責任であって、広域連合の責任であるのかははっきりしていないというようなことも米子市からの指摘でありました。そして、その回答については、そのシステムに情報を送信した段階で、もう広域連合の方のセキュリティーの範囲、責任になりますというはっきりした回答をもらっています。あとセキュリティーが何か問題が起こった場合、サーバーのトラブルですとか、そういったようなことがあった場合に、米子市だけでなく他の町村もありますから、そういったような報告とか伝達、そういったようなものの明文化も無かったもので、そういったものもお願いしたいというような話もしております。それについては、その時点ではまだ無かったですが、連絡網を作成する予定ですということで、これも回答をいただいております。そのような経過で、今のところ事務局側ですとか米子市側としては、これかまだ半年ある中で、まだまだこれから整備されていく部分もあるかとは思っておりますけれども、現在のところでは、そういった点、セキュリティーに関しては問題は無いのではないかとこのように伺っております。

牧田会長 セキュリティーに関わっては、住基ネットの関連でのこれまでのこの審査会での議論もありますし、それから、あの時の答申に、もし万が一セキュリティーが損なわれるというようなことがあれば、直ちに休止するというのを付けて答申したと思います。ですから、絶対そういうことが無いようにというのが望ましいのですけれども、しかし、100%というのはあり得ないわけなので、万が一という場合にはそれに緊急に対処する、そういう事も条件として答申をし、そして、市の方でもそれに沿う形で対応

し、議会等に提案されたと思いますけれども。今回の場合は、住基ネットの場合よりも外部提供する情報そのものが多いですね。ここ（資料1）にいろいろと、6つということで書かれております。内容説明のところ、今日、私が疑念というか、質問事項として、ここの内容のところをもう少し詳しく説明してほしいという意味で、少しペーパーに書いておいたのですが、要するに、（資料1の3の）4・5・6の辺りのところ、例えば、老人保険情報では特定疾病だとか、まさに個人の情報に関わるような情報もあります。それから、外部提供する場合、個人情報、情報の公開ということと、それからもちろんご承知のように、個人のプライバシーの自己情報のコントロールだとか、そういうこととの関わりの中で、どのように調和、調整していくのかという問題もあるでしょうし、こうしたようなことが制度上十分にセキュリティーの面で確保できるとしても、その提供する情報の実質の内容、中身が果たしてこれで、このまま法律に従ってということだけで、そのまま応諾して対応して良いのかどうかという問題も。これは各自治体で検討すべきことではしょうけど。国と地方と、そして地方は市民あるいは住民の直接の情報、特に個人の情報を、それを国であれ外部に提供する。そこで、やはり範囲なり目的に沿う形で、果たしてどの程度の情報を提供すれば良いのか、それが果たして適正な範囲なものなのかどうか、つまり妥当性、そういうことについても、やはり議論すべきだと思います。そういうこととの関連で、内容のところの説明はありますけども、もう少し詳しく説明、具体的には、例えば、こういうような情報を提供することになるのだ、ということの説明をしていただけないかということを書いたのです。

楠主事 今ご質問がありましたのは、老人保険情報のほうに、この内容のところにあるような特定疾病情報ですとか、そういった情報だと思うのですが、まず、特定疾病のほうは、主に人工透析の方とかなのですけれども、これまで老人保健のほうで一月1万円を限度とするような特定疾病を認定しようというものをこちらで発行しております。老人保険法が改正されまして後期高齢になりまして、当然、認定する主体が広域連合に移ってしまうわけになりまして、市町村独自でこれを認定するという形にはいかなくなりますので、制度上やむを得ないと私もは考えております。これだけ切り離して米子市で認定するということは少しできない形になりますので、今まで老人保険の中で特定疾病の認定を受けてらっしゃる方の、逆に、少し不利益といいますが、引き継がなければならぬことにはなってしまうかもしれませんが、これだけ切り離しということは考えにくいことだとは思いますが。後は、高額該当情報ですとか、口座情報ということになると、少し気にかかることになってくるかとは思いますが、これは今まで高額医療といまして、大体一月に負担いただく限度額というのが個人の所得とかに応じて決まってくるのですけれども、特に高齢者の中で負担が高い方、1割の方と3割の方と大体2パターンできるのですけれども、3割の方は当然一月の所得の、すみません、医療費の負担の限度額が高いわけになりまして、ただ、1年間に4回以上高額医療に該当しますと、その3割という方は上限が4回以降は下がる、そういう決まりがありまして、ですので、こういう方を引き継がないということになりますと、老人保険として今まで例えば

過去1年間3回高額医療になったけれども、そうでなければ、その情報はクリアーになってしまっていて、また1からカウントし直していくという、少し不利益な部分も出てまいりますので、その辺りはやはり受給者の方の利益・不利益ということを考えれば必要になってくるかと思えます。後、口座情報なのですが、これまで市町村がやっておりました高額医療の支給事務ですとか療養費の支給事務では口座から落ちる。後、市役所に直接いらっしゃって窓口受け取りということもしていたのですが、支給事務がすべて広域連合に移ってしまっていて、これによって市町村の窓口の現金受け取りという形で来られるというのは少し不可能になります。後、老人保険で、高額医療というのは、いままで老人保険の方で便宜を図ってありまして、1度申請していただきましたら1度の申請で以後の高額医療についても登録された情報、口座のほうに振り込むという形になっております。そして、それをそのまま引き継がせていただきまして、本人さんにとっても新たな申請が無いような形でさせていただきたいなと思っております。後、すみません、6番に集中してしまったのですが、1番から5番までなのですが、1番、住民基本台帳、これは、名前、生年月日ですとか、ご住所、そういった情報になっております。後、1・2・3は少し関連するといいますが、1番に入られる方、外国人の方もいらっしゃいますので、これは1番と切り離して2番の外国人登録情報、外国人の方のお名前ですとか住所ですとか、外国人の方は通称名とかというのがありますので、通称名ですとか、その呼び方とか、そういうものも入ってくるのですが、後、国籍とかも入ってきます。3番、住登外情報というのは、米子市に住所は無いのですが、例えば、米子市から隣の境港市さんとかの老人保険施設に入った場合、引き続き米子市の方が保険をみるという、そういった決まりがありまして、その場合は、住所地は境港市なのですが、保険のほうは、保険証は米子市が発行する。そういった少し特殊な例なのですが、そういった方の情報になってきております。その方も当然お名前ですとか生年月日とか住所とか、そういった形の情報になります。後、4番、所得・課税情報なのですが、老人保険から後期高齢になって引き続き1割の方と3割の方という一部負担金の判定の事務が生じてきます。後、さらに後期高齢になりますと保険料の徴収が入ってまいりますので、その辺り、その根拠となる、基となります所得状況、はっきり言って全部なのですが、いろいろな年金所得ですとか、細かい給与所得とかいろいろあるのですが、所得に関する内容はすべてその項目ごとに引くような形になります。後5番、生活保護情報、生活保護の方は後期高齢者の被保険者から外れる形になりまして、生活保護の方で医療費はみるようになりますので、こちらは、後期高齢者医療の被保険者から除いたり、また、生活保護が解除されたりすると新たに被保険者になられたりと、そういうための情報になります。以上です。

牧田会長 はい。それから網崎委員さん、それから樋口委員さん、このいくつか質問を出しておられますので、少し質問して、はい。

樋口委員 よろしいですか。6項目の情報が連合、広域連合ということですが、少し、分からない部分を聞かせてもらいたのですが、広域連合というのは全県、どこか

一つがそれを掌握するのですか。そして、その算定をしていく形になるのですね、それは。

三森係長 湯梨浜町に本部というか、連合の。

樋口委員 そうですか。そこでその全部の情報を集めて、そこで電算で処理を全部して、あなたは保険料がいくらいくらというようなシステムをとろうとしているということなのですね。

三森係長 はい。

樋口委員 私も、何点が疑問に思うことがあるのですけれども、ここで私達が言って、話をして、どの程度のことかどの程度なるのか少しよく分からないのですけれども、私は今の自治体の組織は情報が必ず漏れると感じています。警察の中の捜査資料でも漏れてしまったり、刑務所の中の何とかというのもバーンと漏れてしまったり、あるいは防衛庁の中のある機密がポーンと出て行ってしまおうでしょう。出て行ってしまったものをどうするかといったら、どんなにその担当者を罰しても、どうしようもないデータがドーンと出て行ってしまったものはもう回収できないでしょう。私は、そういう危機感を基本的に持っているわけです。しかし、こういう情報をまったく提供せずにこうやって抱えていていいのかといったら、それでは困るだろうと、そういうことを基本的に思っています。ですから、必要はあるなと思いつつ、今のままでいいのかという危機感を持っているものですから、その中で、非常に危ないなと、そのために少し私がお話で言ってみて、みなさんに考えてもらいたいと思うのですけれども、提供する情報が一つのところに集まったときに、どんとでてしまったら、あっ、しまった、出たという時に、ここの全県の一人一人の高齢者の1項目から6項目のものがドーンと出てしまったときに、利用しようと思う者たちにとっては、まことにおいしい情報だと思つて、それを避けるための方法というものは絶対に講じてもらいたいという希望があります。例えばこの6項目のデータをバラバラにとかく送るとか。誰々さんの6項目分をザーとやったらその何人かが分があつて、それを一つにまとめてポーンとおいたら、その一人の6項目が全部ポーンとダツタダツタ把握できるようなやり方があつたら、きっとまずいことが絶対起こってくる。それに対する対策は考えてあるのだろうか。ぜひ考えて欲しいという要望があるわけですが、そういうことを考えながら、危ないなと。この6項目を一箇所に集めるという必要は何かということが一つです。なぜ一つの所に集めなければならないのか。米子市、例えば、西部とか中部とか東部とか分けてあれば、少なくとも漏れたとしても西部は西部だけで被害が済んでしまいます。しかも、そのデータが、もしこうやって分散されてあつた、必要などころでは、米子市の市役所に出したものが西部の広域連合の所では、ある秘密の何とか情報を合わせると、それがバツバツバと一つのもの（聴取不能）がでてくると。そのような予防措置、そういうことは考えてあるのかどうかということをお聞きしたかったというのが一つです。実は、たくさんありますけれども、広域連合というのはどのような構想で全部の一人の人間の6項目を全部、この人はこれだけの収入があるから、これだけの保険料を払ってもらいます、この人はこ



うこうこういう理由があって保険料は少なくなりましたというのを、一つのところで全部やるのですか。それを少し聞きたい。

三森係長 基本的に、全県のデータが集まってきて、全県同じ保険料を算定して、保険料が決まります。この各県ごとに広域連合はありますので、その県ごとによっては、それは違いますが、鳥取県内であれば保険料、年額ですから、例えば、年額10万円ならば10万円というのを決めるわけです。ただ、日割りというのは、何回に分けていつからするのかというのは、それぞれの自治体で決めることになっていますので、米子市は8月から6回払いとか、例えば、7月から10回払いとかというのはあると思いますが、保険料の算定は広域連合がしますので、同じ。

樋口委員 その算定が、算定される時に例えば4番の所得だとか課税情報、課税情報というのは、あなたの税金これこれというやつですけども、所得の情報すべてをここに集中させるでしょう。その時に大丈夫ですかというのが、いいですかというふうに、少し心配なのですよ。その辺りのところなのです。公務員の給与とか、そうでない従業員の人達それぞれの仕事があり、そういうものもおそらく全部、この人はいくらの所得があったか、財産があったか資産があったかということが集まるわけでしょう。

楠主事 それについては技術的にはなのですが、情報ハイウェイに乗った形で広域連合のほうに情報を提供するわけなのですが、その中で、情報ハイウェイというのは、こちらに限らずいろいろな今後利用検討されている回線なのですが、これ用にファイアウォールと言いまして、ほかの情報が入らないような形に切り出して、切り離れた形で専用回線という形で技術的には情報を乗せます。そしてさらに、暗号化された情報で行くことになりまして、各市町村からの情報というのは広域連合が持っているサーバーに入るのでありますが、そのサーバーで一緒くたになるわけではなくて、一つのサーバーではあるのですが、そのサーバーはそれぞれの市町村ごとに部屋が分けられておりまして、ブレードサーバーという形になるのですが、それに入れるような形になりますので、そこで一緒くたにごちゃ混ぜになるわけではない形になりますので。そのサーバーが置かれるのが鳥取県の情報センターが管理するところにサーバー室がありまして、その中で管理するような形になります。

樋口委員 それで資産等がどれくらいあるかということは、この人には保険料をいくら負担してもらいますというのが目的なのですよ。

三森係長 そうです。

樋口委員 それは、何段階かに分けてあると思うのですが。例えば5段階とか10段階とか分かりませんが。

三森係長 保険料自体は1割負担なのか3割負担なのか。保険料、病院に払う。

樋口委員 そうすると、私そここのところ少し疑問に。そんなにまで全部の情報を一箇所に集めなければいけないものなのかと思うことの一つは、要するに、3割負担か1割負担なのでしょう。そうすると、ある程度以上の資産がある人なのかそうでないのか。3割負担か1割負担か、それを決めるだけなのでしょう。それなのに、なんで全部の資産

みたいなものを。

三森係長 保険料の計算にも使いますので。

樋口委員 そうすると保険料をいくらいくらあなたはいくらと。

三森係長 今まででしたら、国保でしたら世帯で、世帯としての保険料という形でお願いしていました。それが、今度は個人個人、一人一人の保険料という形で計算しなければならなくなりますから。ただ、今まで老人については、保険証、例えば国保の方であれば国保の保険証と75歳以上の方には、今米子市ではピンクの色をしていますけども、老人の受給者証というのを2つ出しておりますが、それを後期高齢者証という形では、それが1つで1枚で済むということではなりません。

樋口委員 少しその辺のところ、その算定というのは、例えば、今の3割負担とか1割負担とかということを決めるための資料、それから保険料の資料、それをするのに全県のものを一箇所に集める。そしてあなたはいくらですよということを決めるのに、それだけの、私は非常に危ないなと思いながら話をしているのですけども、そういうものを全県分集めて、たったそれだけの基準のためにやる必要があるのかと。危ないなという気持ちで聞いているもので、このような質問になったので、あまり私だけしゃべってもいけませんけれど、非常にリスクは（聴取不能）と。

牧田会長 では網崎委員さん。

網崎委員 説明していただいて、勘違いして分からなかったところがいくつか分かったのですが、世帯単位で情報を送らないといけない理由というのはあるのですか。

楠主事 あります。それは、1割3割の判定の他に、1割3割の算定については被保険者のみなのですが、関係してくるのは世帯が、低所得の判定のというのがまた別にありまして、今でも老人保険でもそうなのですが、大きくは1割と3割で当然分かりますので、1割の中にも、1割の中の一般と、住民税非課税世帯、低所得の区分の2と、さらに住民税非課税かつ全員が所得ゼロという低所得1の区分という、さらに下の区分がありまして、それは世帯全体の所得を見ないといけませんので、それで。

網崎委員 それは、本来広域連合が必要な情報ではなくて、難しいかもしれませんが、例えば、米子市でそれが世帯としてのその収入がどうかということをお伝えれば、例えば、世帯内で収入ゼロ、例えば、お子さんとかの、その氏名、生年月日というのは不要かと思うのですけれども。基本4情報、そういうのが、全員、全構成員、全員のものが行くわけですね。それらの内、使われない、いらぬものがいっぱい入っているのではないかという気がしまして。

楠主事 結果的にそういう場合も確かにありますけれども。

網崎委員 それで、そういうのが少しどうかと。その住民基本台帳が世帯単位となっているために、こういうことになっているのなど少し思ったのですけれども。気になったのはその点と、それからこの資料だけ読んでいて、最初、大分前のこの議案の（開催通知の検討の視点の）と の点。オンラインのことについて、 番のオンラインの方についてころっと忘れていたもので意見を書いていなかったのですが、今皆さんのお話を

伺っていて、住基ネットと同等のセキュリティーということ、あるいはいくつか対策基準等の不備について問い合わせたらこういう対策しますということでしたということだけではなくて、何か資料として、あまり詳しいものでもこちらも拝見しても分からないかと思うのですが、何らかのものが、これだから大丈夫と言えますというものを出示していただいたうえでないと、何か中身を検討しないで承認してくださいというような感じで、 についてはどうなのだろうと今お話を伺って思いました。実際、ネットワークの、物理的なネットワーク等で情報が漏れるという事例はほとんど無いかと思うのですけれど、よく心配されるのはそちらかもしれないけれども、実際にそういった事故が起こることはほとんど無いかもしれないというには思うのですけれども、対策基準とかセキュリティーポリシーとか、そういう基準と、それから、やはりある程度具体的にどういふふうにネットワークがつながることになるのかと、情報ハイウェイは、他県でつながったりとか、有線のネットとつながったりとか、いろいろあります。総務省ですかね、いろいろな所とつながっていたりとかありますので、そういう所から漏れることはまず無いかと思うのですけれども、一応、これだから大丈夫ですというような何か資料を提示いただきたいなというように感じました。

永見主査 会長いかがでしょうか。今回の制度というのは、決して米子市だけがしますとか、米子市はこの情報しか出しません、これは止めますということはできませんので、あくまでも19市町村がすべて同じ情報を提供して、基本的に同じ方法で情報量とか情報の仕方とか出すと思うのです。ですから、米子市の方で今のいろいろな質問があった中で、ではそうします、できませんというのはなかなか難しいと思います。今回、いくつか質問で挙げていただいております部分がございますので、それを広域連合の方に照会しまして、広域連合側からの公式回答という形で、次回の委員会のほうに提案させていただくというのでしょうか。例えば、樋口委員が先ほど言われたように、分散化できないのかとか、これは情報の送り方としていっぺんに送るのではなくて、適宜、少しずつ送るような方法、あるいは、今、網崎委員が言われたように、具体的なセキュリティーは何を考えているのかというのを目に見える形にしてほしいとかという部分もございましたので、そういう趣旨の疑問点を広域連合に問い合わせをして、次にまたお返しするというのはいかがなものでしょうか。

樋口委員 私もここですべて広域連合を代表して返事をするというわけにはいかないと思うのですけれども、私は、情報公開審査ということで、個人情報安易に漏れないようにということの検討するこの場であるならば、漏れないとはいっても、何かのことで漏れた時のリスクをできるたけ少なくするための方法を取られる必要があるのではないですかということが言いたいということが一つあります。

牧田会長 今のことについての、この会の判断については後にします。まず、質問を、杉山委員さん、何かご質問、意見等ありましたら。

杉山委員 今の話なのですけれども、結局、健康保険法の一部改正によって広域連合が設置されて、むしろ、情報を求めるのは広域連合の側から求めているわけであって、その求

める内容が良いか悪いかという判断は、実はこちらにはできないところではありますので、そうすると、後は、こちらとしたら、具体的な場面での情報の取扱いをどうするかという問題になるのではないかなと思っているのですが。そうなってくると、例えば、広域連合側からその情報の必要性、この情報が必要なのですよ、という、多分典型的なものはあるのでしょうけど、それ以外に微妙な場面になった時に、むしろ、向こうの方からその必要性等の具体的な、もっと微妙なところになってきた場合には、それに対する判断は問題になり得ることはあり得ても、日常的なセットアップの段階とかというのは、多分、定型的に決まっているものでしょうから、その中でむしろこちらの方の取扱いの（聴取不能）ないでしょうかと思っています。はい。すみません。質問ではなくて意見になりました。

牧田会長 はい。何か事務局の方で、ご意見はいかがでしたか。

三森係長 米子市以外の市町村については、データを広域に、1回目のテストを行っております。米子市の方ではこの審査会を通過してませんという形で、第1回のテストはやっていないです。とにかく、送るデータが遅れば遅れるほど、要は遅れば、米子市だけが、なかなか広域連合、後期高齢者医療制度になかなかうまく移行できないということにもなりますので、1日も早くお願いしたいとは思っておりますけれども、ただ、今いただきました意見・質問については、今、永見主査が言いましたように、問い合わせなりをして、広域連合からの意見なり見解を聞いてみたいところではあります。

牧田会長 米子市としては、いつ頃までには広域連合の方に情報提供したいと。

三森係長 実は、せかされていまして、10月10日までにはいただきましたという形で、それまでに。だから、今日（結論を）いただいて、月明けには準備にかかりたいとは思っていましたが。

牧田係長 県内19市町村とおっしゃいましたよね。どう対応が、来月といっても、10日はもうすぐですけども。

三森係長 （他市町村は）審査会というのは通してないと。そのままスルーしたというような感じでデータを送ったのではないかなと。

牧田会長 19市町村は全部情報公開の条例とかがありますか、鳥取県内。

永見主査 全部ございます。

牧田会長 そういった条例があっても、こういった審査会等の機関に諮問しないで、そのまま市町村の判断で対応している。

永見主査 県内の状況はあまり承知していませんけども、全国的にはこの件について審査会を開いて、諮問されて（答申を）いただいているケースは非常に多いとは思っております。しかし、私どもがお詫びしなければいけないのですけれども、もっと早めに審査会を開かせていただいて、いろんな疑問点を皆さんに協議していただいて心配のない状態で、こういった制度を走らせるべきかと思うのですが、先ほど少し言いましたけれども、もう何か後が迫っているようことを言うのですが。とは言いましても、20年の4月の制度実施というのは避けられないのかも知れませんが、そうしましても、やは

り疑問点があるとすれば早期にそれを払しょくするような努力を私どもはしたいと思えますので、皆様の賛同を得られないままに、では米子市として提供できるかということなかなかそれはどうかなという気はしているのですが。

樋口委員 それは是非。それはしないで欲しいです。

永見主査 そういうことは趣旨が違ってきますので。

牧田会長 やはり、我々は一つの市の機関の一つで、審査会ですけども、市民の人達が、こうした制度化に米子市も対応していくのだということについてどうお考えか。我々は市民代表でも何でもなくて、ただ審査会ということで、情報の開示とか公開だとか、特に個人情報の保護ということに関わっての審査をする場ですけども、意見、あるいは判断を市の方に提供すると。だから、市民の人達にもこういったことがどの程度伝わって、市から市民の人達に説明がされているのか。いろいろ関連のことは、制度とか最近のことで中身に関わって医療費等のことについてはこの制度も少しずつ周知されてきているかなということはあるんですけども、こういうオンラインのもとで住基ネットと同じような、あるいはそれよりもさらに多くの情報を外部に提供するということの可否というかは是非を巡っての今日の議案。そうすると、どうしてもセキュリティー、さっき何人かの委員がおっしゃった、住基ネットを上回るセキュリティーの確保ということが不可欠だし、そうなる、米子市がどのように対応できるのか。それから、今回は、広域連合というもう一つのところでのセキュリティーの問題も質問の中でいろいろ出ておりますけども、米子市だけでなく米子市が提供した情報がその段階で漏れたりとかというようなことが無いのかどうかというようなことも、今少し疑問視されておりますし、そういったことについてのデータというか資料・情報をいただいて、我々も一人一人委員が納得といたしますか、そういうことでないと最終的な可否の判断はできかねるのかというように思っておりますけれど。ただ、10日という、来月10日という期限があるようですけども、制度そのものは来年の春から。しかし、準備行為、準備作業のために、あまり時間の余裕はないということは良く分かりますけれども、しかし、重大な問題ですので、少し今日はいろいろ質問なり意見等出ささせていただいて、もう一回リターンして、そしているんな、最終判断するうえでの材料を提供していただければなと思います。

樋口委員 もう一つ私の方から今のことに沿ったことで聞きたいことがあるのですけれども、例えば、保険、医療費負担を、あなたは何割ですよとか、あるいは保険料を払ってくださいというのは、米子市から提供した資料を基にして算定して、あなたいくらですよということでしょう。それで、市民の一人が、私がどうしてこれだけ負担しなければいけないのか、何で私はこれだけしか医療費がもらえないのか、どこで判断したのかと逆に聞かれた時に、米子市は、それは判断したのは広域連合ですとまず逃げるでしょう。少し、変な言い方しますけれども。しかし、そうではないですか。判断は向こうがやったのです。でも、その資料は誰が出したのかという時に、いや、米子市があなたの資産はいくらで、外国人登録があって、どうかこうとかということがあって、それを出したのは米子市でしょうかと、例えばこうなった時に、米子市さんは一応矢面には立って、

何で私の資産等を了解なしに、そういった広域連合という一箇所の所に出したのか、法的に何か手当ではあるとは思いますが、例えば、そのようなことがあった時に、米子市がそれを受けて立つのか、広域連合のその湯梨浜町が受けて立つのか、例えば、日野の人がそのように考えた時には、それはあそこに言ってくださいとか言って、向こうに言ったときには、米子市が資料を提供したのだからとか、うちがやったわけでありませんからというようなことが起きる可能性がありそうな気がしまして、何で私だけこんなに余計払わないといけないのかという人は必ず出てくるという気がするのです。その時に、米子市が、こうこうこういう理由でああなたのこれだけの収入があるのだから、これだけの負担をしてもらいますよ、だから、あなたの保険の医療給付はこれだけになりますよということを言うための情報を提供するわけですから、そうすると、米子市としても、個人情報勝手にやっているわけではない、一応法的な手続をやったにしても、それを聞いた市民は、もし何も事前に無くてそういうものを提供したら、やはり快く思わないのではないかという気がしますし、米子市もそれを対応された時には苦慮しなくてはならないということも起こってくるのではないかと。だから、この6項目の中には、本当はもう少し検討して、これで良いのか、このようなことまでは本当に必要なのかということはあるような気がして、少し、このままで良いのだろうかという心配を私はしておりますので、広域連合とのやり取りの中で、どの辺りまでどこが責任を持つかというところを。さっきありましたが、米子市からデータを送った、送った段階で米子市の責任ではありません、お宅のですといったようなことがありましたが、例えば、そういったようなことで、水掛け論になってしまって、余計、行政に対する不信感みたいなものにならないように、きちんとした手順というものが絶対必要な気がします。私は少しこれで良いのか、大丈夫なのかと。来年の期限はあるとは思いますが、しかし、この点とこの点は早急に考えて対策をとって、このようにする必要がありますというような意見だけでも出していただけたほうが、後々安全ではないのかなという気がします。今の一点、セキュリティーが大丈夫かということと、これだけの情報がどこまでが本当に必要なのか、それから質問があった時に、それを誰がどこでどれだけの責任を持って対応できるか、この辺りのところは、やはり前もって検討されたほうが。私達も、そういう事があいまいなままで、良いですよと言えないような気が。

金川委員 すみません。私も、実施の時期が目の前に迫っているものですから、この会で是非を回答しなければいけないような気がして結果のみを先に言ったのですが、内容について分かっていない部分が自分でもあるのです。例えば、この後期高齢者医療制度というのが、市民にはどの程度周知させてあるのかなという気がするもので。

三森係長 米子の広報とかありますよね。市報と一緒に入れる。そういうものには、2回くらいお知らせはしていますが、ただ、広域連合の中身について、では保険料がいくらになるのかというのが実は決まっていなくて、それでなかなか具体的なお知らせというのができないです。一般的な話、今日の日本海新聞に出ていましたけども、凍結、高齢者の医療の凍結ということになると、後期高齢者の医療というのは、老人の人は基本的

には保険料として払っておられない。それが、社会保険の方で、要は扶養の方、扶養の方も実は今度からは保険料を払うところがある。今まで払っておられなかった人も払っていただくということがあって、その辺のところの認識というか、そのピーアール不足でもあるのですが、ピーアールしようにも、具体的に決まっていなくて、境港が実際1回やったそうなのですが、内容の無い説明をして、かえって混乱を招いてしまったところがあって、今、広域連合の方も条例とか決めて、具体的に保険料の算定に向けて、実は11月の議会に決まるということになっておりますから。

金川委員 国保の場合は、世帯主がまとめて払いますので、後期高齢者である被保険者は今のところは一銭も負担していないです。それが、来年からは年金から引かれるという形になると、びっくりするだろうと。一緒にいる場合でも、びっくりするだろうし、後期高齢者の一人暮らしの人はもっとびっくりされるだろうと思うのです。ということは、これからは、介護保険も年金から引かれているのですが、これも引かれるという形になるのですね。となると、余計にびっくりされる方がほとんどかとは思っています。ですから、その周知徹底の方法というのもすごく必要だなと思って。

三森係長 具体的になってから本当にお知らせをしなければならぬと思うのですが。

金川委員 私は、4月、目の前というのがすごく頭にあって忙しい気がしておりますが。

三森係長 政府のほうもそのようなところを考えているようでして、そうなることさらに変更になるかもなというところもあるのですが。

楠主事 予定では12月に広域連合の方から被保険者の方に対してなのですが、お知らせが行く予定になっております。

三森係長 事前にお知らせすることになっています。

樋口委員 情報をこうやって、言うならば、言われるままに、期限がここだぞ、言われるままにハイハイハイと言って、役目をきちんと果たしてないということになったら、やはり面白くないですし、期限があったとしても、やはり市民に周知する手順というのはきちんと踏まなければいけないとか、私が言ったように、できるだけリスクを分散するために、手間がかかったとしても、ポンと一度出ってしまったらどうしようもないことが起こってくるから、それを避けるための方法を講じてくださいということを、全県だからどうしようもないではなくて、米子市はここまで考えてこのことを言っているのです、これはぜひ回答してくださいということで、市民にそのまま伝えますから回答してください、そういう時にどうするのですかとか、どのような手を取っているのですかというようなことを請求するくらいのことは、ぜひ米子市さんはやっておかれたほうが、後々、米子市の行政に対する不信感みたいなものが来ずに済むのではないかという気がします。

三森係長 先ほど、10月10日と言いましたが、ではぎりぎりはどうなのかということ、また今日にでも聞いてみて、今日いただいた意見を確認して。

金川委員 もう一つお聞きしたいのが、保険料決定の資料としては、後期高齢者本人の年金。

三森係長 基本は本人の年金なり、年金以外の収入、例えば家賃収入があれば、そういう

もので判定はします。軽減というのがありまして、いきなり、今まで保険料を払っていなかった、先ほども言いましたように、社会保険の扶養の方が保険料がかかってなかった人については、いきなりそうではなくて、軽減措置ということで、段階的に考えてはおります。

金川委員 被保険者が属する世帯の所得などもというようなことが書いてありますが、これは。

三森係長 軽減措置する時に、保険料の算定に、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがありまして、それを、所得を見て。いくら高齢者の方が所得ありませんよと言いながら、例えば、息子さんが同じ世帯で1,000万の所得があつたりすると、高齢者の所得だけを見ると所得が無いなということで7割軽減とかできますけども、しかし、同じ世帯の中に1,000万の息子さんがいるのであれば、どうだということで、では軽減の対象はどうかということになります。

金川委員 やはり世帯みんなの情報も行くわけですね。

三森係長 そうです。世帯の所得で判定するという。

金川委員 やはり膨大な情報になっていきますね。

三森係長 軽減措置というものがありますので。

樋口委員 これは膨大な資料がボンと行くわけですよ。それが一箇所に集中するでしょう。それは、そうですか、そうですかと、どうでしょうか。

牧田会長 それでは、まだいろいろ質問もあろうかと思いますが、今日は時間の制約もありますので、1番目の議案についてはここまでにして、いろいろデータ・資料を提供していただくことについての希望を出しましたのでそれをお願いして、もう1回、少なくとも、この件については審査会で検討させていただくということで対応したいと思いません。それでは、(事務局側の)メンバーちょっと変わります。引き続いて条例改正のほうに移りたいと思います。

永見主査 それでは、保険年金課の職員は退席させてください。

(三森係長・楠主事退席)

牧田会長 それでは、ちょっと休憩なしでやりたいと思いますけども、市の個人情報保護条例の改正についてということで、これも非常に我々のほうに関係あるということで、資料も配っていただいております。杉山委員さんは、今日は4時半までということで。

杉山委員 はい。

牧田会長 そうということが事前にありましたので、もうあまり時間がないですが、今日の予定では、事務局のほうから条例改正案についての説明を受けてですね、20分か30分掛かるかも知れないですが、その後で質疑の時間をとっております。そういうことを丹念にやっていると時間切れになってしまいますが、できる限り時間延長して、4時半の予定を、さらに30分くらい延長して5時ぐらいまでやりたいと思います。それで、杉山委員さんはここにおられる時間がもうあまりありませんので、意見、あるいは疑問といいますが、それをペーパーで事前に出していただいて、それを含めて我々残った委



員の間でまた検討したいと思います。(事務局からの)説明もまた、杉山委員さんからの意見を踏まえてしていただきたいと思いますので、おそらく今日は、この可否というのは、先ほどの議案と同じで出しかねると思います。時間的にもね。よろしいですか、杉山委員さん、そういうことで。意見をということで、冒頭で申し訳ないですが。

杉山委員 といいましても、あまりそこまで検討して来ていないというのが正直なところで。

牧田会長 もしありましたら、ということでもよろしいですが。

杉山委員 一応、このスケジュール的なところはどうなんでしょう。

永見主査 スケジュールなんですけれども、お手元に資料を事前にお送りしております、資料の5なんですけれども、これが私ども事務局のほうで一応考えておりますスケジュールの案でございます。結論から言いますと、来年の4月から、今回改正を予定しております条例の施行をしたいというような希望を持っております。なお、これはあくまでも案でございますので、絶対というものではありませんが、4月に施行するためにどういうスケジュールがあるかということでスケジュール表を作ったものでして、主なところを言いますと、今日、こちらのほうの審査会を開いておりますけれども、改正素案に基づいて審査会のほうでご意見を伺いまして、新たな改正素案を作るんですが、この改正素案を基に、市民の皆さんに条例改正についていろんな形でご意見を伺いたいと思っています。ましてや今回罰則を規定するように予定しているものでありまして、パブリックコメントを欠かすことはできないと思っております、12月にパブリックコメントをいたしまして、市民の皆さんの意見、あるいはそれを踏まえて審査会のほうでそれを採用するかどうか、どういう形にするのが良いかということで、皆さんに審議していただきまして、改正案を作って、3月の市議会に上程して、4月に施行すると。ただ、罰則規定を適用する場合には、市民への周知が必要になりますので、7月施行。罰則の部分だけは7月施行になろうかなというふうに考えております。それと並行いたしまして、すでに照会しておるんですけれども、今回罰則規定を予定しておりますので、鳥取地方検察庁のほうに罰則規定の内容について、今協議をお願いしているところでございますので、それぞれの機関との協議を踏まえながら改正を進めていくということになろうかと思えます。

牧田会長 その他にご意見とかありますか、杉山委員さん。

杉山委員 今回改正点ということで、細かなことではなくてですね、大まかな考え方でいうと、(資料2の)最初の1や2のほうで出てくる、法律のほうとの整合性という点だと思んですが、まさに罰則ということになると法律のほうに準じてという形にはなると思んですが、そのほかどういう観点からの改正になるんですかね。法律のほうとの整合性以外という点では、何か大きく考え方が変わったとか、新しいこういう視点が出てというのがあるんでしょうか。

永見主査 考え方といたしますと、そもそも米子市の場合は平成12年にこの条例を制定しております、全国的に見るとかなり早く制定した市ではないかと思えます。それでだ

んだんだんだん近隣市町村、都道府県も制定してまいりまして、国のほうはどちらかと言うと市町村や都道府県よりも後になりました。それで国が制定しましたのが平成15年になるわけですがけれども、国が制定した法律と、私どもの条例、あるいは近隣市町村の条例、都道府県の条例というのが同じ個人情報保護するという公益に立ちながらも、用語の使い方ですとか、先ほどの罰則規定の問題もありますが、手続き面でも若干ずれがございますので、やはり広域的に市民が活動するようになったととらえれば、やはりその辺のところは統一を図るべきではないかということで、今回の条例改正の基本的な考え方はそこにあります。以上です。

杉山委員 これも意見になってしまいますが、もちろん手続きや用語については法律と整合性があったほうが運用したり利用したりするのにわかりやすいということはあると思うのですが、やはりその実態的なところで、必ずしも具体的な内容に関して法律と一緒にでないといけないというものではないので、むしろ違うからこそ条例の意味があるので、それに関しては従来からのもので、国より先行しているわけですから。それからさらに後に出てきたものが内容的に優れたものもあるでしょうし、逆に先に出来たものの中で後（に出来たもの）では欠けているものもあると思うので、その辺はやはり考慮してもらいたいと思います。

牧田会長 はい。今お聞きしていて、後でできた国の法律と市の条例は、必ずしも同一でなくても良いと、まさにそのとおりだと思います。米子市は情報公開については、県内ではもちろん全国的にも早い時点で制定し、また情報の請求対象者が全てのもの、市民に限定せずとなっていて、こういうところはあまりないと思います。そういうところでね、情報の開示、それから他方では個人情報の保護についてかなり厳格な条例を作って運用してきたんですね。そういった自治体の特殊性といいますか、そういったような先進性といいますかね、米子市の場合は県内でも先進的な自治体だと思いますのでね、そういったところは生かしながらね、国の法律との用語の統一とか、混乱しないようにね、そういったことは一定程度手直ししていかなければならないと思います。そういった点で、今回の条例の改正をどこに力点を置いて、どういうふうに市の条例を改正するのが良いか、そういうことも含めて検討したいと思います。これは素案段階ということのようですので、いろいろ意見を出したり、あるいは要望したりというようなことをしたいと思います。それでは時間が残り少ないんですけれども、事務局のほうから説明を受けてよろしいでしょうか。それではお願いします。

伊藤主任 それでは説明のほうに入らせていただきます。何分量が多いものですから、罰則規定が全くの新設でございますので、前半、罰則規定に入るまでは私のほうで説明させていただいて、罰則については吉岡のほうから説明させていただきたいと思います。資料のほうで、資料の2が改正点についての詳しい説明でして、資料の3が現在の条例との新旧対照表になっております。この新旧対照表につきましては、改正に係る部分しか抜いておりません。もうひとつ、資料の4として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これは説明の中では行政機関法というふうに呼ばせていただきますが、

今回の条例の改正素案の趣旨は、大本としては先ほど永見のほうから説明しましたとおり、この行政機関法との用語、あるいは罰則規定の整合を図るところが大きいので、参考に付けさせていただきます。説明のほうは資料の2と3を中心にさせていただきますが、必要がありましたら適宜資料4のほうもご覧いただけたらと思います。そうしますと、まず資料の2にまいりまして、まず主な改正点、2番のところでございます、4点挙げております。まず1つ目、用語の定義の追加、行政機関法との用語の統一を考えております。2点目、これは市の内部の事務処理上のことでございますが、個人情報取扱事務を、市で個人情報を取り扱う時に登録することにしておりまして、その登録の事務処理上の適用除外を考えております。3点目、委託業者及び指定管理者の適用について、これは後ほど説明させていただきますが、委託業者についての適用は現在の条例にもあるんですが、指定管理者についての明文がございませんので、そういった点について改正を考えております。最後に4つ目が、罰則規定の追加についてとなっております。以下3番に改正点のほうを1番から12番まで条文に沿って挙げております。これ以外にですね、また資料3の新旧対照表のほうを見ていただきますと、もっとたくさん条項が直っていたりするんですが、これはですね、主な改正点の1で説明しましたとおり、用語の定義を追加したり若干の修正を加えたりしたために一言文言を直すだけでも条例改正に掛かってしまうので、新旧対照表のほうはかなりのボリュームになっておりますので、その辺はお断りしておきます。説明のほうは、そういった細かな用語の修正のほうはいたしませんで、資料の2にあります条例の本文といえますか、実際に条例のどこを直したいかという趣旨がはっきりしている部分を中心に説明させていただきますので、ご了承ください。それでは中身に入らせていただきます。1枚めくっていただきまして、4の改正内容。1番、現行条例第2条。これは中身としては、2号と4号、もともとはなかったものを新設しております。あと5号につきましては、若干中身に修正を加えております。まず2号、「実施機関の職員」という用語を定義しております。これは、後に説明しますが罰則の対象となる実施機関の職員を定義しまして、罰則の主体を明確にするために、あえてこの定義を加えさせていただいたものでございます。中身としては、条文そのまま読ませていただきますが、「実施機関に属する地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。」としておりまして、(条文の)括弧の中に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条の規定により教育委員会がその職務について監督権限を有する者を含む。)」というふうにあえて明文化しております。この趣旨は、もちろん地方公務員ですから私ども市職員は全員入ってくるわけですが、(資料2 P. 2の)アの中断以降、「また」というところから説明してございますが、県が給与を負担する市立学校の教職員、一般には県職員と解されておりますが、こういった教職員は、法令、市の条例及び規則並びに市の教育委員会規則及び規定に従い、市の教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従うものとされているので、「市の職員」という意味では全く該当するというわけではございませんが、この「実施機関の職員」に含めることにしたものです。これによりまして、後の罰則の対象となる職員にも入ってくる

ものがございます。次に第4号に「保有個人情報」を定義しております。これも条文そのまま読ませていただきます。「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」ここで「保有個人情報」を定義したのは、これもやはり先ほど罰則との関係で「実施機関の職員」を定義しましたというような説明をさせていただきましたが、これも同様でして、罰則の対象物を限定するためにあえて「保有個人情報」をここで定義したものです。つまり公文書に記録されている「保有個人情報」と、その他の一般的な「個人情報」とをここで区別させていただきたい、という。以降「保有個人情報」という表現が出て来る場合は、公文書に載った個人情報のみを言っているということになります。

牧田会長 ちょっと途中ですけれども、今杉山委員さんが退席されますので、次回の審査会を、できるだけ早く、できれば来週ということのようですが、(次回の審査会の)日程調整を。来週ということであれば月曜日以降ということで。5人全員が都合の良いときということですね。

永見主査 わりとボリュームがございますので、できれば時間に余裕のある日で。

牧田会長 それではひとつひとつ確認していきましょうか。

永見主査 それと、さきほど後期高齢者医療制度の件で、広域連合に照会し回答をもらう時間的な余裕も必要ですので、来週の月・火ということではなしに。

牧田会長 来週水曜日以降で。

永見主査 そうですね。それくらい余裕をいただければと思いますが。

牧田会長 それでは来週(10月)3日以降。3日の水曜日はいかがですか、午前、午後。ご都合の悪い方おられますか。

網崎委員 午前中は難しいんですが、午後からだとも4時半くらいまでで。

牧田会長 水曜日の午後ということで、皆さんどうですか。

金川委員 水曜日は駄目なんです。

牧田会長 じゃあ木曜日、午前、午後。

杉山委員 水曜日は予定がなくなったので空いていたんですが、木・金は用事があって、こちらにいないんです。

牧田会長 あとは、次の週の9日火曜日はどうですか、午前、午後。

杉山委員 2時半から4時半までの2時間くらいでしたら可能ですが。

牧田会長 僕は火曜日は都合が悪いもので、では水曜日はどうですか、午前、午後。

網崎委員 午後からでしたら大丈夫ですが、水曜は午前中ずっと予定が入っているもので。

牧田会長 杉山委員さん、どうですか。

杉山委員 予定が入っていますが、変更できるので大丈夫です。

牧田会長 では10日水曜日の午後、時間は1時半か1時。今まで午後の場合は1時半からでしたので、10日水曜日の午後1時半から、次回ね。よろしいですか。ではメモちょっとしておいてください。

網崎委員 10日になってしまいますが、良いんでしょうか。

永見主査 先ほど（保険年金課から）話があったんですが、10日中に結論をいただければ間に合うというような話はしていたんですが。

樋口委員 それで駄目だとね。

永見主査 できるだけご理解いただけるように資料はそろえたいと思いますが。

杉山委員 それでは申し訳ないですが失礼いたします。

永見主査 会場についてはまた改めてご連絡させてください。

杉山委員 わかりました。

（杉山委員退席）

牧田会長 それでは引き続いて説明を受けたいと思います。

伊藤主任 そうしますと3ページ目から続きをさせていただきたいと思います。まず第5号、これはもともとあった条文で、「法人その他の団体」から国と地方公共団体を除くもの及び事業を営む個人を「事業者」と定義していたのがもともとの5号でしたが、国と地方公共団体以外に、独立行政法人等及び地方独立行政法人を国や地方公共団体と同じ公共的性格の団体であるということを基に、「法人その他の団体」から除いて「事業者」という定義をし直させていただいたものでございます。さらに細かい文言のことを申し上げますと、国と地方公共団体と独立行政法人等と地方独立行政法人を「国等」と定義させていただきまして、このために後々の条例の表現を簡潔にするために、ひとくくりにして扱うことにしております。次に（2）実施機関等の責務、現行条例第3条の改正でございます。最初にご説明差し上げておりませんでしたでしたが、この資料2でアンダーラインが引いてあって若干（文字が）薄くなっている部分が今回改正に直接係る部分でございますので、その点に注意してご覧いただいたらと思います。この第3条第2項の「実施機関の職員」というところにアンダーラインが入っておりますが、これはもともと「その職員」という文言になっていましたが、先ほどの改正素案第2条で「実施機関の職員」を定義しましたので、その部分が入れ替わっております。次に第3項、これはもともとはなかった条文でして、そのまま読ませていただきます。「実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報等を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。」もともと第3条第2項で職員の責務については規定してございましたが、この第3項は地方公務員として当たり前のことなんですけれども、やはり最後の罰則規定を設けるために、職員の責務をより具体的に規定し、後ほど出てまいります委託業者や指定管理者に対する措置と合わせた表現を使うために、この第3項を追加規定したものでございます。次に（3）個人情報取扱事務の届出等、現行条例第6条の改正です。これは最初にちょっと申し上げましたが、市の内部の事務処理に係るものです。この第6条については、第3項がもともとなかったものを追加しております。それから第5項、第1号から第5号までありまして、そのうち第2号はもともとあった部分ですが、それにさらに追加して、適用除外を規定しております。一つ一つ簡単に説明させていただきます。まず、もともとなかった第6条第3項をそのまま読ませていただきます。「実施機

関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において前2項の届出をすることができる。」これはもともと第6条の第1項と第2項を見ていただきますと、「あらかじめ……届け出なければならない」という表記になっておりまして、それ以外の手段がありませんでした。しかし、実際には地震や災害などの緊急の場合、あるいは犯罪、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、そういったような実務として個人情報取扱事務の届出を出す時間的な余裕がない、常識的に考えて不可能であるという事態に、対応する条文がありませんでしたので、そのためにこの第3項を加えたものです。次に第5項、第1号から簡単に見ていきます。第5項の条文は「第1項から第3項までの規定は、次の各号に掲げる個人情報については適用しない。」つまり先ほど申し上げました個人情報取扱事務の登録という市の内部の事務処理をしなくても良いのは、次に定めるものです、ということとなっております。まず第1号、「実施機関の職員又は国等の職員若しくは役員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するもの」。なぜこれを適用除外にするかといえば、具体的に言うと、例えば市の職員、担当職員ということで文書に氏名が出てまいります。担当誰それまでご連絡をください、といったような。それは全て個人情報かという話になりますと、もちろん個人情報なんですけれども、これを事務処理上全部個人情報取扱事務として登録しようとする、全部の課が全部の事務を全部登録しないと条例に合っていないということになり、事務処理上不都合が生じることとなります。これは現行条例の不足の部分といえばそうなんです、そのところについては実際は登録する必要はないであろうという考え方に基づいてこの第1号については適用除外にするものがございます。1枚めくっていただきまして、同じく適用除外とするもの、第2号、「実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの」、これは現行条例にあるものがございますので、説明は省略させていただきます。次に第3号、「公報、出版、報道等により公にされているもの」。これも現行条例にはございません。具体的に連想していただきたいのは、電話帳や住宅地図、そういったようなものから事務処理上個人の電話番号を引いてきたり、あるいは個人の住所を引いてきたりということは、よくある、一般に出版されているものですからよくやるんですけれども、それでは出版物から得た情報を全て個人情報取扱事務として登録するかというと、実際今の条例ではしななければならない、そのように読めるのですが、実務としてそれをやると、非常に不合理であるので、これは適用除外にするという考え方に基づいてこの第3号については適用除外としたものがございます。次に第4号、「一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの」。これも適用除外としております。具体例としては、1回で終わってしまうアンケート調査をやる場合がありますが、これは宛名カードを無作為選出で打ち出しを掛けて、それを封筒に貼って出すんですけれども、実際に誰にアンケートを出したのか記録に残るわけではない、封筒に貼って送ってしまったら手元には残らない、このような短期間で廃棄といえますか、実際にはなくなってしまうようなもの、これも住民基本台帳から引っ張ってくることには変わりがないので、個人情報取扱事務と

して登録しなければならないのが現状の条例なんですけれども、実務としてはやはり合理的でない、保存されて、例えば情報公開請求が来て宛名カードは誰に出したかという回答を求められるものでもない、そういったものは個人情報取扱事務の登録という手続きからは除かせていただきたいということでこれを追加しております。最後に第5号、「前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの。」これも今回追加させていただいたものでございます。具体的には、第1号から第4号までに現状として条例の扱いで困っている部分を挙げさせていただいておりますので、第5号の適用があるものがどのような事例かを説明するのが難しいというのが正直なところなんですけれども、現在の条例を作る段階では問題ないとされていた部分でも、このような事務の非合理的な部分があったりしますので、この第5号を追加させていただいております。

網崎委員 あ、第4項ですけどね、「前3項の規定により」というのは、第2項と第3項の両方ですね。

伊藤主任 第4項ですね。これは第1項から第3項までという趣旨です。この条文の中の第1項から第3項までを、「前3項」という言い回しにしているんです。

網崎委員 第1項から第3項まで全部という意味ですか。

伊藤主任 そうです。

網崎委員 わかりました。

伊藤委員 それでは(4)指定管理者の責務等について、現行条例第10条関係。これはここの条文をそのまま読むよりも新旧対照表のほうを比較していただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、新旧対照表の6ページをご覧くださいませでしょうか。新旧対照表の6ページの半ばから7ページの上3分の1ぐらいまでが今回の改正部分に当たっております。(新旧対照表は)左側が現行条例、右側が改正素案になっております。比較して違う部分、まず現行条例第10条第1項、「実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託を受ける者(以下「受託者」という。)に対し、当該受託者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。」という条文でしたが、これに指定管理者を加えたのが改正素案になっております。改正素案第10条、「実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするとき、又は公の施設の管理の業務を行う指定管理者に行わせるときは、当該委託を受ける者(以下「受託者」という。)又は当該公の施設の管理の業務を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対し、当該受託者又は指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。」条例の趣旨としては同じなんですけれども、「受託者」だけではなくここに「指定管理者」を明文化して入れたというのが改正点でございます。現行条例第10条第2項についても、「受託者は、当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、個人情報の保護のために必要な

措置を講じなければならない。」という条文に、改正素案第10条の2第1項において「受託者又は指定管理者」という表現で指定管理者を並べて書いております。また現行条例第10条第3項で、「受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。」とあったのを、改正素案第10条の2の第2項において「受託者若しくは受託者であった者、指定管理者若しくは指定管理者であった者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務又は指定管理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。」と、こちらも指定管理者を加えております。第10条に関しましては、もともと受託者にあった規定をそのまま指定管理者に適用させますよと明文化したもので、趣旨自体は変わってはおりません。次に資料の2の5ページに戻らせていただきます。(5)実施機関の開示義務、現行条例第13条、これも新旧対照表をご覧ください。第13条の部分、上3分の1くらいのところから9ページの上ちょっとの部分までですが、比較していきますと、まず第13条の第1項は、文言の整理と、「開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。」となっておりまして、言い換えれば「次の各号」である場合又は「次の各号」が含まれている場合は開示してはならないと規定されていたものですが、改正素案では、「次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。」となっておりまして、「次の各号」は開示してはならないと変えております。各号ごとに比較していただくとどこを変えたかわかると思うんですけども、第1号の「法令等の規定により」云々という部分は変えておりません。次の第2号に、改正素案では「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」というのを加えております。これは行政機関法にこの条項を非開示情報とする規定があるので整合を図っておりまして、米子市としても問題のない条項だと考えております。次に改正素案第3号は、現行条例第2号と同じものですので、説明を省略させていただきます。次に現行条例第3号「市又は国若しくは」云々というアンダーラインが引かれている部分が、改正素案では全くなっております。これは、後ほど説明いたしますが、9ページの上の部分、改正素案第6号「米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当すると認められるもの」というところに含まれるので、二重の二重にならないように削除させていただいたもので、現行条例自体を取りやめるものではございません。次の現行条例第4号と第5号は、改正素案では位置を入れ替えておりますが、これは行政機関法の順序にならったもので、内容自体は代えてりません。最後に(改正素案)第6号、先ほどちょっと触れましたが、「米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当すると認められるもの」ということで、差し支えなければ皆さん「米子市情報公開制度の手引き」というのを持っ



ておられると思いますので、参考までにご覧いただけたらと思います。（「手引き」の）  
ちょうど84ページ一番上から84ページの下数行に至るまでが、情報公開条例第7  
条第2号から第7号でして、ここに書かれているものを全て開示する情報から除くとい  
うことにしております。これは現行の米子市の個人情報保護条例の不開示情報と情報公  
開条例の非公開情報というのが必ずしもバランスが取れているとは言えない状態であっ  
たのを、この第6号を入れることによって両方の条例の整合性が取れるということにな  
ります。資料の2に戻りまして、資料の2の6ページ目に入らせていただきます。6ペ  
ージ目の上の部分は、先ほど説明いたしました行政機関法の非開示情報と改正素案の非  
開示情報の対照表を載せております。このような状態で整合を図っているということ  
を参考に載せておりますので、またよろしければご覧ください。次に(6)裁量的開示、現  
行条例第15条。この第15条の改正部分は、アンダーラインが引いてある部分なん  
ですけども、表題もそうなんですが、中身としては、「実施機関は、開示請求に係る自己  
情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に  
必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。」  
という条文にしておりまして、アンダーラインの部分がもともと現行条例では「公益上  
特に必要があると認める場合」という表現になっておりました。これはもちろん行政機  
関法に「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合」としていること  
に合わせたものですが、「公益」と「個人の権利利益」とは必ずしも一致しないことから、  
行政機関法にならって、今回「公益上特に必要があると認める場合」というのを「個人  
の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合」と改めたものでございます。  
では(7)訂正の請求、これもアンダーラインの引いてあるところ、現行条例では「抹  
消」という表現であったのを、行政機関法にならい「削除」に置き換えておりますが、  
趣旨としては従来の条例と変わっておりません。次に(8)利用停止の請求、「新設」と  
いうふうにあります。実際は【説明】の下から2行目のところから書いてありますが、  
行政機関法と整合を図るため、現行条例の第22条と第23条を削除して、それに代わ  
る利用停止の請求権を新設したとありまして、第22条と第23条をくっつけた条文に  
なっています。新旧対照表をご覧くださいとその状態がよくわかりいただけるかと思  
いますので、お手数ですが新旧対照表の12ページをお願いします。新旧対照表の現行条  
例左側、第22条、「何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報  
の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求するこ  
とができる。」続きまして第23条、「何人も、第8条の規定に違反して自己情報の目的外  
利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請  
求することができる。」これを、改正素案第22条で1つの条文の1号・2号で挙げてお  
ります。改正素案第22条、「何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認め  
るときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」第1号、「第  
7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されていると  
き」は、「当該自己情報の利用の停止又は消去」を請求することが出来る。第2号、「第8

条の規定に違反して提供されているとき」は、「当該自己情報の提供の停止」を請求することができる、としております。条例の趣旨としては変わっておりませんが、条文の立て方を変えさせていただいております。その新旧対照表は開いたままで、資料の2の7ページのほうに目をやっただきまして、(9)訂正等の請求の手續、現行条例では第24条、改正素案では第23条に該当する部分ですが、もともとは改正素案23条の2項・3項・4項に当たる部分がありませんでしたのを追加させていただいております。新旧対照表の12ページを見ていただきますと、2項・3項・4項が全くの新設で、あとは変わっていないということがわかりいただけると思います。資料の2の7ページのほうに戻らせていただきまして、1項ずつ簡単に説明させていただきます。まず第2項、そのまま読ませていただきます。「訂正等請求の対象となる自己情報は、開示請求決定に基づき開示を受けた自己情報に限るものとする。」先ほど説明すれば良かったですが、この第23条の訂正等の請求の手續というのは、資料2の(7)の訂正の請求と(8)の利用停止の請求というものに対応して、それらの請求の手續についてまとめて規定したものです。ですから、行政機関法で言えば、第27条と第36条を合わせたような格好になっています。第2項の読み上げました内容につきましても、先ほどの行政機関法にならったものです。今の条例には、訂正等請求をする場合には、必ずしも「開示請求決定に開示請求決定に基づき開示を受けた自己情報に限る」とはなっておりません。今回初めて「開示請求決定に基づき開示を受けたもの」と限定しております。趣旨としては、下の【説明】にあります、「当該保有個人情報に記載された公文書の存在及び内容が請求者に明らかになっている必要がある」ということと、「開示の決定がなされたものをその対象」とするというふうに明確にその対象を限定するために、「訂正等請求の対象となる自己情報は、開示請求決定に基づき開示を受けた自己情報に限る」としたものです。逆に言えば、開示請求せずに知り得た自己情報については、職権で直せるものがほとんどだということになります。つまり、あまりないとは思いますが、例えば住民票を取ってみたら名前が間違っていた、じゃあ訂正請求しなくては、というわけではございませんでして、当然それは違っているぞと窓口で言ってもらえば職権の範囲で簡単に直せるということになります。これについては、そういった手段でなく、あえて開示請求をしないとわからなかった、知り得なかった公文書の自己情報を(開示請求によって)知り得たときは、訂正請求ができるということです。次に第3項、そのまま読ませていただきます。「訂正等請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」この「90日以内にしなければならない。」というのも、行政機関法にそのままならったものになっております。これは、もともとの行政機関法の趣旨も同じですけれども、保有個人情報というのは、いつまでも市に保有されているとは限らない、更新をされたり、若しくは保存年限が過ぎて廃棄されたりする場合があります。そのような場合、訂正等請求する本人さんの利益が失われる可能性が高くなってまいります。それを避けるために、いつまでも永遠に訂正請求できるということではなしに、ある程度期限を定める。また、訂正等請求の内容を立証するための資料を収集するためには、

逆にあまり期間が短くなっても時間切れになってしまうということが考えられるので、相当の期間が必要である。以上のような理由から、合理的な期間として、行政機関法では90日以内という期間を設定しておりまして、その考え方に米子市も同じように立って、ここにこの規定を設けたものです。続きまして第4号、「訂正等請求をする者は、当該訂正等の内容が事実と合致することを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。」これは要するに、今読んだとおりなんですけれども、訂正の内容が事実と合致することを証する書類の提出を訂正等請求される本人さんに義務付けたもので、これもやはり行政機関法にならって規定したものでございます。次に(10)自己情報の提供先への通知、新設です。そのまま読ませていただきます。「(自己情報の提供先への通知)実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。」ある意味行政機関としては、もし自己情報の訂正等をしたら、提供先にそれを連絡するのは当然という考え方もできますが、今までそういったようなものは明文化されておりませんでした。あくまで事務上、合理的な範囲で連絡が必要ならば連絡していこうという立場に立っていたわけなんですけれども、今回はっきりとその規定を設けたものでございます。次に(11)審査会への諮問、現行条例第29条。新旧対照表の14ページをご覧ください。わかりやすいかと思います。第29条、もともとは、アンダーラインが引いてある部分、「当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問」する必要はない、というのが現行条例の規定だったんですけれども、改正素案第29条、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。」つまり、次の1号・2号・3号によって審査会に諮問しなくても良いという規定を増設したような格好になっています。まず第1号、「不服申立てが不適法であり、却下するとき。」これはもともと現行条例にあったものを第1号に抜き出してきただけですので、説明は省略させていただきます。次に第2号、「不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。」連続して第3号を読ませていただきます。「不服申立てに係る訂正等の決定等(訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等することとするとき。」この第2号と第3号の趣旨は、資料の2に戻っていただきまして9ページ目の【説明】の部分に載せております。これは行政機関法の第42条にならったものでして、まず第2号については、不服申立てに係る非開示決定や一部開示決定を取り消したり変更したりして、結果、全部開示とする場合、不服申立人にとっては審査会に諮問するまでもなく、満足する結果が得られるわけですので、審査会への諮問を不要としたものです。ただし、開示決定について意見書が出されている場合には、当然意見書を提出された方の利益を害する場合がありますので、そのような場合には必ず諮問することとしております。第3号については、第

2号と同様ですが、不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認した訂正等をする場合、不服申立人にとっては審査会に諮問して審査を仰ぐまでもなく、やはり満足する結果が同様に得られることになるため、諮問を不要とすることとしました。以上若干駆け足でございましたが、罰則規定までのところを説明させていただきました。続きまして罰則規定のほうも合わせて説明させていただきますか。

吉岡主事 時間が5時を過ぎましたがよろしいでしょうか。

牧田会長 どうでしょう。次回も引き続いて審議する必要があるかとは思いますが。

金川委員 この罰則規定については、杉山委員さんにしっかり聞いていただいたほうが良いような気もしますが。どんなものでしょう。

牧田会長 それでは今日はここまでにしておいて、次回この議事については、冒頭罰則規定に関する説明から始めていただいて、そして全体を通して質疑というか議論を杉山委員さんを含めてやると。1時半からですから、前の議題はその日に最終的な可否ということで、今日いろいろ質問とか出しましたので、それに答えていただければ了承でき、納得できる結論が得られるのかなと思います。その後条例改正が、我々審査会にもいろいろ関係あることですので、今回はこちらのほうに時間的にはウエイトを掛けて審議・議論すると。では、次回冒頭に罰則規定から説明を受けて、今日は時間切れということで、継続審議次回にということ処理しましょう。事務局のほうから何かございますか。

永見主査 確認させていただきたいんですが、先ほど会長さんのほうからもお話がありましたが、後期高齢者医療制度に関する照会・確認事項なんですけれども、私のほうでメモした部分で述べさせていただいて、不足があればお申し付けいただければと思います。まず1点目が、セキュリティに関することで、技術面・運用面を含めて具体的にどういう方策を取るのかということ、米子市側あるいは広域連合側についてもっと明確に示すという点。それから情報を集約することについて、危険性はないのか、分割する方法もあるのではないのかということについての考え方。それから不必要な情報を提供しないことはもちろんなんですけど、そういうものが入っているのではないかと、では実際に提供する情報項目は何かということも含めてお示ししたいと思います。それから、市と広域連合とのそれぞれの役割ですとか責任分担について、改めてご報告します。それと、制度についての広報周知方について今後の見通し等を示すということかなと思いますが、何か不足の点がございませうでしょうか。

網崎委員 不要な情報の提供はもちろんなんですけれども、僕が気になったのは、世帯まるごと全部（情報を）送るということ、それは致し方ないものなのかどうかということが気になりまして、その点ですね。おそらく全国同じようにされると思いますので、何か事情というか、その点。

永見主査 世帯単位でまるごと情報を送ることの意味とか意義とかいうことですね。わかりました。それとですね、次回10日の午後1時半からということをお願いしておりましたが、場所はここと同じ第二応接室でお願いしたいと思います。また正式文書のほうは送らせていただきますけれども、ご予定ください。あと、事務局のほうから連絡を。

伊藤主任 実は本日9月28日付けで条例の改正が行われております。今回議題にしました個人情報保護条例のほうではなくて、情報公開条例のほうなんですけれども、皆さんご存知のとおり10月1日付で郵政公社が完全民営化になりますので、それに関する規定の部分、文言を削除させていただいております。趣旨としては変わらないんですけれども、文言を削除するという点で改正させていただいておりますので、本日お持ちいただいてありますマニュアルの差し替えページを持ってまいりました。後ほどまたご確認いただいて、差し替えていただけたらと思います。簡単に、どこが改正されたか、ほんの一言だけなんですけれども、2ページほどになります。7・8ページに当たる部分と、82ページ・83ページに当たる部分です。

金川委員 どれですか。

伊藤主任 「情報公開条例の手引き」のほうの、7・8ページと82ページ・83ページです。どこが直っているかというですね、簡単に説明しますが、まず7・8ページのもとのところを開いていただきますと、8ページのほう、第7条第1号のウの部分上から3行目、「第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員」となっておりますところの「及び日本郵政公社」というところを除いて、新しいものを作っております。新しいほうの8ページ、第7条第1号のウ部分上から3行目を見ていただきますと、「第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員」となっております。7ページのほうは変わらないんですけれども、両面印刷ですので両面刷っております。次に82ページ・83ページのところですが、これも82ページのほうは全く変わらないんですけれども、83ページのこれは条例本文のところ、第7条第1号のウの上から3行目、「第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員」となっておりますところの「及び日本郵政公社」というところを除いております。以上のような修正だけでしたので、審査会にはお諮りしませんでしたけれども、問題はないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

牧田会長 はい。それではほかにはありませんね。それでは今日はこれで終了いたします。どうもご苦労様でした。